

申し合わせ

当法人への協賛・共催・後援等の依頼への対応について

当法人への協賛・共催・後援等の依頼に対しては、その事業内容が当法人の目的及びその目的を達成するために進める事業に関わる内容である事、すなわち協賛・共催・後援する事等で当法人の活動及び事業の推進に資するものであり、金品等の授受貸与及び多くの労務を必要としない場合は理事長決裁とし、理事会報告とする。

尚、その内容が上記内容と異なる場合については、従来通り理事会を開催し承認を得る事とする。

上記申し合わせは、平成27年10月13日開催の理事会承認後施行する。